

9月は敬老月間です

敬老祝金を贈呈します

9月15日現在で、市内に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳に記録されている満77歳、満88歳、満99歳の方へ長寿を祝福するとともに敬老の意を表し、敬老祝金(行田商店共通商品券)を贈呈します。
※各地区を担当する民生委員が戸別配布します。

行田市敬老祝賀式典を開催します

在宅高齢者の介護などで高齢者福祉に功績のあった家庭(敬老模範家庭)をたたえ、表彰を行うとともに、結婚50年を迎える(迎えた)夫婦(金婚夫婦)に、表彰状と記念品を贈呈します。

- ▶日時 9月1日(土)午前10時
- ▶場所 「みらい」文化ホール

各地区で敬老会が開催されます

各地区で開催される敬老会の日程は、次のとおりです。

地区	開催日	場所
忍	10月14日(日)	商工センター
行田	9月13日(木)	商工センター
佐間①※1	9月8日(土)	佐間公民館
佐間②※1	9月16日(日)	コミュニティセンターみずしろ分館
佐間③※1	9月17日(月)	コミュニティセンターみずしろ分館
持田	9月16日(日)	持田公民館
星河①※2	9月9日(日)	星河公民館
星河②※2	9月8日(土)	星河公民館
長野①※3	9月16日(日)	桜ヶ丘公民館
長野②※3	9月17日(月)	長野公民館
荒木	9月16日(日)	荒木小学校

地区	開催日	場所
須加	9月9日(日)	総合福祉会館「やすらぎの里」
北河原	9月9日(日)	北河原公民館
埼玉	※4	
星宮	9月2日(日)	大堰永寿荘
太井①※5	9月9日(日)	太井公民館
太井②※5	9月17日(月)	鶴土井会館
太井③※5	9月15日(土)	清水町自治会館
下忍	9月13日(木)	湯本天然温泉
太田	※4	
南河原	9月16日(日)	南河原小学校

- ※1 佐間①(大町・緑町・一佐間・二佐間・佐間神明・佐間三間) 佐間②(向友会) 佐間③(第一旭・第二旭)
- ※2 星河①(第一斎条・斎条団地・二斎条・一和田・第二和田区・第一谷郷区・柳坪・第二谷郷新田・東台) 星河②(飯倉・栄町・春日・第二谷郷東第一・第二谷郷東第二・東栄・谷郷小橋団地・第三谷郷)
- ※3 長野①(二桜・三桜南部・富士見中央・富士見東部・富士見西部・三桜北部・桜ヶ丘・富士見北部・長野住宅) 長野②(一桜・田幡・林区・橋場・中斉・堀の内・つるまき・満願・白山区・大下区・新田区)
- ※4 埼玉地区および太田地区は、単位自治会ごとに日時・場所が異なります(対象者には各自治会から連絡があります)。
- ※5 太井①(門井・門井二丁目・棚田町・西新町・壺里山町・門井団地・押上町・深水町) 太井②(第三門井) 太井③(清水町)

▶問い合わせ 高齢者福祉課高齢福祉担当(内線223)

国民健康保険・後期高齢者医療制度からのお願い 交通事故にあったら届け出を

交通事故や傷害事件など第三者(加害者)の行為が原因で負傷したり、病気になったりすることは、第三者の行為による傷病とされています。このような場合も、国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険証を使用して治療を受けられます。また、被害者に過失がない限り、原則として加害者が医療費を負担することになります。

そのため、保険証を使用する場合、保険年金課へ届け出をしてください。届け出がない場合、市から加害者へ治療費を請求できず、保険制度から医療費が支払われたままになります。

ただし、自己の故意の犯罪行為(飲酒運転による事故など)によるものなどでは、国民健康保険、後期高齢者医療制度から医療費を給付できない場合があります。

▶届け出に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・印鑑
- ・交通事故証明書

▶問い合わせ 同課(内線271・226)

手話奉仕員養成講習会 (基礎課程)

▶日時 10月5日～平成31年3月15日の毎週金曜日(年末年始、祝日を除く全20回)午後7時～9時

▶場所 中央公民館(1月18日、2月8日、3月1日は忍・行田公民館)

▶対象 入門課程を受講したことのある方または手話で簡単な会話ができる方

▶定員 10人(先着順)

▶参加費 3,240円※手話奉仕員養成テキスト「手話で学ぼう 手話で話そう」をお持ちの方は無料

▶申し込み・問い合わせ 9月26日(水)までに電話で行田市社会福祉協議会 ☎557-5400



行田市商業振興対策委員会の委員を募集します

市では、商業の振興に寄与するため、行田市商業振興対策委員会を設置しています。この委員会は商業振興に関することについて、市長の諮問に応じて答申または建議するための機関です。

このたび、皆さんの意見を幅広く反映させるため、次のとおり委員会の委員を募集します。

▶応募資格 市内在住・在勤・在学の満20歳以上で、平日昼間に開催する会議(年1回程度)に出席できる方。ただし、次の方は応募できません。

(1)応募日現在、本市の他の審議委員になっている方
(2)市職員および市議会議員

▶募集人数 2人

▶任期 委嘱した日から2年

▶応募方法 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、勤務場所(または学校名)、商業振興に関するレポート(400字程度)を記載した書類(様式自由)を、10月31日(水)までに持参または郵送により提出してください。

【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市商工観光課

▶選考方法 レポートを参考の上選考し、結果は応募者全員に通知します。

▶問い合わせ 同課商工振興担当(内線383)

行田市障がい者計画進行管理委員会の委員を募集します

市では、平成30年度から35年度を計画期間とする「行田市障がい者計画」を策定しました。この計画の進行状況を確認するため、行田市障がい者計画進行管理委員会の委員を募集します。

▶応募資格 市内在住で、平日昼間に開催する会議(年1回程度)に出席できる方。ただし、次に掲げる方を除きます。

①応募日現在、本市の審議会などの委員になっている方

②市職員および市議会議員

▶募集人数 1人

▶任期 平成36年3月まで

▶応募方法 住所、氏名、年齢、電話番号を明記した書類(様式自由)を9月28日(金)(必着)までに持参または郵送により提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市福祉課

▶選考方法 応募者多数の場合は抽選。抽選日時は応募者に後日通知します。

▶問い合わせ 福祉課障害福祉担当(内線266)